

高速イーサネット網サービスに係わる  
端末設備等の接続の技術的条件

株式会社トークネット

## 高速イーサネット網サービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件

### (目的)

第1条 この条件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項、第70条第1項第1号及び端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第35条（同36条で準用する場合を含みます。）の規定に基づき、高速イーサネット網サービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件を定めることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条件に使用する用語の解釈については、次の定義によります。

- 一 高速イーサネット網 株式会社トークネットが、高速イーサネット網サービスを提供するために設置した電気通信回線設備
- 二 端末設備等 高速イーサネット網に接続する端末設備及び自営電気通信設備

### (電气的条件等)

第3条 端末設備等は、別表第1号に掲げる電气的条件及び別表第2号に掲げる光学的条件に適合しなければならないものとします。

#### 附 則

この条件は、平成13年8月1日から実施します。

#### 附 則

この条件は、平成15年5月16日から実施します。

#### 附 則

この条件は、平成19年12月4日から実施します。

#### 附 則

この条件は、令和元年11月1日から実施します。

別表第1号 高速イーサネット網サービスの電氣的条件

インタフェースの種類	送出電圧
1000BASE-T	6.2V以下 (P-P値) (注)

(注) 負荷インピーダンス 100Ωで測定した値とします。

IEEE802.3abに規定されている規格に準じます。

別表第2号 高速イーサネット網サービスの光学的条件

インタフェースの種類	光出力
1000BASE-SX (注1)	0 dBm (平均値) 以下
1000BASE-LX (注1)	-3 dBm (平均値) 以下
10GBASE-SR (注2)	-1 dBm (平均値) 以下
10GBASE-LR (注3)	0.5 dBm (平均値) 以下

(注1) IEEE802.3Zに規定されている規格に準じます。

(注2) IEEEstd802.3に規定されている規格に準じます。

(注3) IEEEstd802.3aeに規定されている規格に準じます。